

令和8年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	付託先
議案 第1号	専決処分の報告について(令和7年度 清瀬市一般会計補正予算(第6号))	<p>令和8年2月8日に行われる衆議院議員選挙に係る事務を早急に執行するにあたり予算計上して準備をする必要が生じたため、一般会計補正予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和8年第1号</p> <p>2 専決処分日 令和8年1月23日</p> <p>3 主な内容</p> <p>予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 41,775,081千円</p> <p>(2) 補正予算額 31,951千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 41,807,032千円</p> <p>歳入</p> <p>(4) 補正予算歳入額 31,951千円</p> <p>都支出金 31,951千円</p> <p>歳出</p> <p>(5) 補正予算歳出額 31,951千円</p> <p>総務費 職員人件費 2,000千円</p> <p>衆議院議員選挙費 29,951千円</p> <p>所管課 財政課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第2号	令和8年度清瀬市一般会計予算	<p>歳入総額 38,472,000千円</p> <p>市税 10,588,191千円</p> <p>地方譲与税 134,000千円</p> <p>利子割交付金 84,000千円</p> <p>配当割交付金 146,000千円</p> <p>株式等譲渡所得割交付金 291,000千円</p> <p>法人事業税交付金 243,000千円</p> <p>地方消費税交付金 2,141,000千円</p> <p>環境性能割交付金 7,000千円</p> <p>国有提供施設等所在市町村助成交付金 42,000千円</p>	予算特別 委員会

		地方特例交付金 131,000千円 地方交付税 4,940,000千円 交通安全対策特別交付金 6,000千円 分担金及び負担金 8,072千円 使用料及び手数料 361,150千円 国庫支出金 8,435,686千円 都支出金 6,986,600千円 財産収入 58,236千円 寄附金 28,600千円 繰入金 1,279,331千円 繰越金 400,000千円 諸収入 200,134千円 市債 1,961,000千円 歳出総額 38,472,000千円 議会費 301,988千円 総務費 4,528,976千円 民生費 20,140,043千円 衛生費 2,350,760千円 労働費 4,526千円 農林業費 192,567千円 商工費 134,401千円 土木費 2,604,137千円 消防費 1,126,388千円 教育費 4,961,562千円 公債費 2,105,652千円 諸支出金 1,000千円 予備費 20,000千円 所管課 財政課	
議案 第3号	令和8年度清瀬市国民健康保険事業 特別会計予算	歳入総額 7,846,000千円 主なもの 国民健康保険税 1,314,554千円 都支出金 5,333,560千円 繰入金 1,180,289千円 歳出総額 7,846,000千円 主なもの 保険給付費 5,193,075千円 国民健康保険事業費納付金 2,330,309千円 所管課 保険年金課	福祉保健 常任委員会

議案 第4号	令和8年度清瀬市駐車場事業特別会計予算	歳入総額 73,000千円 繰越金 1,000千円 諸収入 72,000千円 歳出総額 73,000千円 駐車場費 59,169千円 予備費 1,000千円 諸支出金 12,831千円 所管課 道路交通課	建設環境 常任委員会
議案 第5号	令和8年度清瀬市介護保険特別会計予算	歳入総額 8,233,000千円 主なもの 保険料 1,502,137千円 国庫支出金 1,981,476千円 支払基金交付金 2,119,914千円 都支出金 1,178,687千円 繰入金 1,444,582千円 歳出総額 8,233,000千円 主なもの 保険給付費 7,557,693千円 地域支援事業費 468,036千円 所管課 介護保険課	福祉保健 常任委員会
議案 第6号	令和8年度清瀬市後期高齢者医療特別会計予算	歳入総額 2,666,000千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 1,251,657千円 繰入金 1,306,958千円 歳出総額 2,666,000千円 主なもの 広域連合納付金 2,481,535千円 保健事業費 128,110千円 所管課 保険年金課	福祉保健 常任委員会
議案 第7号	令和8年度清瀬市下水道事業会計予算	収益的収支 下水道事業収益 1,242,354千円 営業収益 1,009,982千円 営業外収益 232,372千円 下水道事業費用 1,287,535千円 営業費用 1,225,359千円 営業外費用 60,976千円	建設環境 常任委員会

		<p>特別損失 200千円</p> <p>予備費 1,000千円</p> <p>資本的収支</p> <p>資本的収入 1,683,283千円</p> <p>企業債 1,038,100千円</p> <p>他会計出資金 12,026千円</p> <p>国庫補助金 357,000千円</p> <p>都補助金 270,750千円</p> <p>負担金等 5,407千円</p> <p>資本的支出 1,965,424千円</p> <p>建設改良費 1,706,526千円</p> <p>企業債償還金 258,898千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 下水道課</p>	
議案 第8号	令和7年度清瀬市一般会計補正予算 (第7号)	<p>国の令和7年度補正予算において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増額されました。当該交付金の推奨事業メニューにおいて必須項目とされている食料品の物価高騰に対する特別加算について、全市民を対象に1人あたり5千円の給付を行うための経費を計上するため増額補正をするものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 41,807,032千円</p> <p>(2) 補正予算額 484,000千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 42,291,032千円</p> <p>2 補正予算歳入額 484,000千円</p> <p>(1) 国庫支出金 484,000千円 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)</p> <p>3 補正予算歳出額 484,000千円</p> <p>(1) 民生費 きよせ市民生活応援給付金給付事業 484,000千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	2月18日 可決
議案 第9号	令和7年度清瀬市一般会計補正予算 (第8号)	<p>補正前の歳入歳出総額 42,291,032千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 42,923,703千円</p> <p>補正予算歳入額 632,671千円</p> <p>主なもの</p>	総務文教 常任委員会

		地方交付税 477,829千円 国庫支出金 54,882千円 都支出金 28,601千円 財産収入 20,239千円 寄附金 31,061千円 繰入金 20,059千円 補正予算歳出額 632,671千円 主なもの 総務費 73,662千円 民生費 115,602千円 諸支出金 443,407千円 所管課 財政課	福祉保健 常任委員会 建設環境 常任委員会
議案 第10号	令和7年度清瀬市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)	補正予算歳出額 0千円 駐車場費 △20,059千円 諸支出金 20,059千円 所管課 道路交通課	建設環境 常任委員会
議案 第11号	令和7年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第3号)	補正前の歳入歳出総額 7,965,741千円 補正後の歳入歳出総額 8,026,835千円 補正予算歳入額 61,094千円 主なもの 保険料 14,051千円 国庫支出金 15,274千円 支払基金交付金 16,495千円 都支出金 7,637千円 繰入金 7,637千円 補正予算歳出額 61,094千円 主なもの 保険給付費 61,094千円 所管課 介護保険課	福祉保健 常任委員会
議案 第12号	清瀬市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)によりこども誰でも通園制度が全自治体で導入され令和8年4月1日より本格実施となります。 これに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものです。 主な制定内容 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を内閣府令が定める基準とするよう規定する。	福祉保健 常任委員会

		所管課 子育て支援課	
議案 第13号	清瀬市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の一部を改 正する条例	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、外国人の生活保護に関する事務が準法定事務に位置付けられたことを受け、条例上の同事務の位置づけを整理するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容 別表第1から生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務（外国人の生活保護に関する事務）を削除する。</p> <p>所管課 生活福祉課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第14号	清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇 等に関する条例の一部を改正する条 例	<p>東京都人事委員会は東京都職員の休暇等に関する勧告を東京都知事に行いました。</p> <p>市は、この勧告に準拠して市職員の休暇制度の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容 1 介護休暇の承認期間を現行の6月から1年に見直す。 2 介護時間の取得期間について、現行の取得の初日から連続する3年の期間内に限る取扱いを撤廃 3 生理休暇を健康管理休暇に名称変更</p> <p>所管課 未来創造課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第15号	清瀬市職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例	<p>東京都人事委員会は東京都職員の給与等に関する勧告を東京都知事に行いました。</p> <p>市は、この勧告に準拠して市職員の行政職給料表を改定するため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容 1 課長級に適用される給与表を改正 2 満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員に対して、住居手当を30,000円に引上げ 3 その他所要の改正を行う。</p> <p>所管課 未来創造課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第16号	清瀬市まちづくり応援寄附条例の一 部を改正する条例	<p>まちづくり応援寄附の充当代象事業について第5次長期総合計画に合わせ整理をするため、条例の一部を改正するものです。</p>	総務文教 常任委員会

		<p>主な改正内容</p> <p>1 第1条に規定する目的規定について、第5次長期総合計画のまちづくりの基本理念に基づいて実施する旨を規定する。</p> <p>2 第2条に規定する対象事業について、第5次長期総合計画にて掲げる4つの将来像をベースに規定し整理する。</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	
議案 第17号	清瀬市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例	<p>令和8年4月1日付組織改正に伴い、子どもの予防接種に関する所掌事務の所管課を改めるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第18号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>こども未来戦略「加速化プラン」及び改正後の子ども・子育て支援法の規定により、令和8年度から全ての医療保険者において子ども・子育て支援納付金を徴収することになりました。本市においても、国民健康保険の被保険者から子ども・子育て支援納付金を賦課・徴収するため、本条例の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容</p> <p>1 国民健康保険の課税額に、子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。</p> <p>2 子ども・子育て支援納付金の課税限度額を規定する。</p> <p>3 子ども・子育て支援納付金の減額について規定する。</p> <p>4 その他所要の改正を行う。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第19号	清瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>令和8年度の保険料の算定に限り、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満である第1号被保険者等の保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けるため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 介護保険課</p>	福祉保健 常任委員会
議案 第20号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による無償譲渡受け入れにより市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>1 清瀬市道3433号線 (中里三丁目 清瀬中学校西側)</p>	建設環境 常任委員会

		<p>2 清瀬市道4161号線 (元町二丁目 元町老人いこいの家北側)</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>	
議案 第21号	清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について	<p>市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市立十小第4学童クラブ 2 指定する指定管理者の名称 清瀬市元町二丁目18番10号 特定非営利活動法人子育てネットワーク・ピッコロ 3 指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで <p style="text-align: right;">所管課 生涯学習スポーツ課</p>	総務文教 常任委員会
議案 第22号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	<p>令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療保険料を軽減するために、令和7年度までの時限措置として実施している特別対策を、令和8年度分及び令和9年度分の保険料算定においても2年間継続して実施するため規約の変更を行うものです。</p> <p>上記の措置にあたって、地方自治法第291条の3の規定により東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更する必要があるため、同法第291条の11の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	福祉保健 常任委員会